

日本品質管理学会規格翻訳内規

種 類：内 規

議 決：理事会

制定期日：平成26年(2014年)7月25日

改定期日：平成30年(2018年)5月24日

1. 目 的

本内規は、一般社団法人日本品質管理学会（以下、本学会という。）学会規則第109 日本品質管理学会規格管理規程（平成23年10月制定）に定められた、日本品質管理学会規格（以下、JSQC規格という。）を英文に翻訳することについて定めることを目的とする。

2. 規格の翻訳

JSQC規格を英文に翻訳することは以下による。なお、英文以外の外国語に翻訳する場合も、これに準じるものとする。また、翻訳されたものの見直し、並びに頒布については学会規則第239号の定めるところによる。

- (1) JSQC規格の翻訳を希望する委員会、部会、研究会、会員は、翻訳目的、期待効果、翻訳完成スケジュール、費用概算及び翻訳候補者などを文書で提出する。
- (2) 標準委員会は、提出された文書に基づいて、英文翻訳が学会規則第109 日本品質管理学会規格管理規程第3条に定められたJSQC規格の目的・範囲に合っているかどうかを審議する。妥当と判断した場合には、翻訳委員会を設置する。
- (3) 標準委員長は、翻訳委員会の委員長を指名すると共に、提案内容を理事会に報告する。
- (4) 翻訳委員会は、翻訳の進捗状況を定期的に報告する。
- (5) 翻訳委員会は、翻訳原案が完成した時に標準委員会に原案の内容についての説明を行い、標準委員会の確認を受ける。
- (6) 標準委員会は、翻訳原案の成熟度が十分でないと判断した場合には、翻訳委員会に対して再検討を求めることができる。
- (7) 標準委員会は、理事会からの承認を受けてJSQC規格翻訳版を発行する。発行をもって翻訳委員会を解散する。

3. 翻訳版の見直し(継続・改正・廃止)

翻訳版の見直し(継続・改正・廃止)は以下による。

- (1) JSQC規格が見直し(継続・改正・廃止)された場合には翻訳を見直しする。
- (2) 標準委員長は翻訳を見直しする場合は翻訳委員会を設立する。

4. 翻訳版の番号

翻訳版の番号の決定については以下による。

- (1) 翻訳版の番号は、JSQC 規格の番号の後ろに枝番 **—English** を付ける（英語以外はこれに準じる）。

5. 翻訳委員会

翻訳委員会の設置および運営は以下による。

- (1) 翻訳委員会の委員は原則として5名程度とする。①当該規格の作業原案を作成した委員会、部会または研究会のメンバー、②当該規格を使用する人または組織の者、③当該規格の影響を受ける人または組織の者から選ぶ。本学会の会員でないものを委員とすることができる。
- (2) 委員長は、当該規格の内容をよく知っており、かつ被翻訳言語に詳しい者とする。
- (3) 翻訳委員会の委員は本学会HPで公開する。

6. 体裁

翻訳規格の体裁は以下による。

- (1) 体裁は、原則として電子媒体とする。

7. 頒布

翻訳規格の頒布は以下による。

- (1) 制定した翻訳規格については規格番号、規格名称などを本学会HPで公開する。
- (2) 制定した翻訳規格については、有料で広く頒布する。
- (3) 本学会の会員はもちろん、本学会の会員でない人または組織も入手できるものとする。
- (4) 本学会の会員に頒布する場合の価格は、規格の開発に要した費用および頒布に要する費用を考慮して決める。本学会の会員でない人または組織に頒布する場合の価格は、会員に頒布する価格の1.25倍を目安とする。

8. 著作権

JSQC規格の著作権は本学会に属するものであることから、その翻訳版についても同様に本学会に属するものとする。

付 則

1. この内規は平成26年(2014年)7月25日制定。即日施行する。
2. この内規は平成30年(2018年)5月24日改定。即日施行する。